

伊勢原市地域福祉計画点検推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく伊勢原市地域福祉計画（以下「計画」という。）の円滑な推進を図るため、計画の進捗状況の点検、改善及び充実に図ることにより、同条各号に規定する施策の推進に寄与することを目的として、伊勢原市地域福祉計画点検推進委員会（以下「点検推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 点検推進委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の実施状況に係る意見及び評価に関すること。
- (2) 計画の改善を要すべき事項について改善案を提案すること。
- (3) 前2号の点検、改善等の集約に基づき、次期計画の原案を策定すること。
- (4) その他計画の円滑な執行のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 点検推進委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱した者（以下「委員」という。）11人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健福祉関係団体等の代表者等
- (3) 関係市民団体の代表者等
- (4) 市民の代表者

(任期等)

第4条 委員の任期は、3年とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は、原則として、在任期間10年を超えないものとする。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。

(会長及び副会長)

第5条 点検推進委員会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、点検推進委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 点検推進委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

(有識者等の出席)

第7条 点検推進委員会は、必要があると認めるときは、会議に有識者等の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 点検推進委員会の庶務は、保健福祉部福祉総務課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、点検推進委員会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。